

復権令案要綱

一 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものについて、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復することとするものである。ただし、この者が他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。（本則関係）

二 この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）